

## 特定調達品目及び判断の基準等の見直しの概要（案）

平成 21 年 2 月に閣議決定した「環境物品等の調達の推進等に関する基本方針」から見直しを行う品目及びその主な内容は、以下のとおり。

なお、今回の見直し（11 品目追加・1 品目削除、判断の基準等の見直し 52 品目）により、平成 22 年度における特定調達品目は 19 分野 256 品目となる。

### ◇基本方針前文

- 「環境物品等の調達推進の基本的考え方」において、事業者の関連法規の遵守とともに、環境負荷低減に向けた取組を配慮する旨記載
- 「環境物品等に関する情報の活用と提供」において、カーボン・オフセット認証ラベル、カーボンフットプリントの活用を図る旨記載

### ◇紙 類

- コピー用紙について総合評価値に係る経過措置を終了（総合評価値 70→80 へ引き上げ、70 以上 80 未満の製品について経過措置を設定）
- 印刷用紙について判断の基準を見直し（総合評価指標の導入）

### ◇文具類

- スタンプ台、OA クリーナー（ウェットタイプ）及びつづりひもについて判断の基準を見直し（再生プラスチック配合率 40%以上→70%以上、ポストコンシューマ材料の場合は 60%以上。スタンプ台については経過措置を設定）
- 古紙パルプ配合率、再生プラスチック配合率のより高いものを調達するよう配慮事項に追記

### ◇OA 機器

- 「掛時計」を品目として追加（一次電池の不使用又は 5 年以上）
- 国際エネルギースタープログラム制度の運用細則の見直しに伴い、コピー機等、プリンタ等、ファクシミリ、スキャナ、ディスプレイについて判断の基準を見直し
- トナーカートリッジ及びインクカートリッジについて製品の化学安全性等の確認に関する留意点を備考に追記

### ◇家電製品・エアコンディショナー等

- 省エネ法のトップランナー基準、多段階評価基準の改正に伴い、電気冷蔵庫

等、電気便座及びエアコンディショナーについて判断の基準を見直し（電気冷蔵庫の容積 400 ℓ以下の製品、電気便座のうち暖房便座及び温水洗浄便座の貯湯式について経過措置を設定）

- 「テレビジョン受信機」を品目から削除（今後省エネ法のトップランナー基準の改正及びエネルギー消費効率の測定方法の変更が予定されているため）

#### ◇自動車等

- 一般公用車用タイヤを「乗用車用タイヤ」に品目名称を変更するとともに、判断の基準を見直し（「転がり抵抗係数」に係る試験方法の JIS 規格化に伴う統一基準の設定）

#### ◇制服・作業服

- 繊維製品について、原則として再生材等の配合率の算定に当たっての分母を製品全体重量から繊維部分全体重量へ変更するとともに、配合率 10%以上から 25%以上へ変更（以下同じ。）
- 「帽子」を品目として追加
- 制服及び作業服について判断の基準を見直し

#### ◇インテリア・寝装寝具

- カーテン及び布製ブラインドについて判断の基準を見直し
- タフテッドカーペット、タイルカーペット、織じゅうたん及びニードルパンチカーペットについて判断の基準を見直し
- 毛布及びふとんについて判断の基準を見直し
- マットレスについて判断の基準を見直し

#### ◇その他繊維製品

- 「旗」「のぼり」及び「幕」を品目として追加
- 「モップ」を品目として追加
- 集会用テントについて判断の基準を見直し
- 防球ネットについて判断の基準を見直し

#### ◇防災備蓄用品

- 食料のうち缶詰について賞味期限に係る経過措置を延長
- 生活用品・資材のうち毛布、テント及びブルーシートについて繊維製品と同様に判断の基準の見直し

#### ◇公共工事

- 「中温化アスファルト混合物」を品目として追加

- 「高日射反射率防水」を品目として追加
- 「高日射反射率塗料」を品目として追加
- 「泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法」を品目として追加
- 再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）、陶磁器質タイルについて判断の基準を見直し
- 断熱サッシ・ドアについて配慮事項を見直し
- 断熱材について判断の基準を見直し
- 排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管について判断の基準を見直し
- 自動水栓について判断の基準を見直し
- 洋風便器について判断の基準を見直し

#### ◇役 務

- 「クリーニング」を品目として追加（ドレンの回収等、エコドライブ、ハンガーの回収・再使用等）
- 印刷の判断の基準等を見直し（リサイクル対応型印刷物の製作、資材確認票の運用、植物由来の油を含有したインキの使用等）
- リグリーブ（再生することなく再溝切りが可能）を自動車専用タイヤ更生の対象範囲に追加
- ロングライフクーラントの再利用を自動車整備の配慮事項に追記
- 再使用・再生利用可能な土の代替となる植込み材の使用を植栽管理の配慮事項に追記
- 機密文書処理について、印刷の判断の基準の見直しに伴い、古紙分別方法例の記述変更